

令和4年1月27日

就学前教育保育施設利用者様
同施設利用者の雇用主様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施期間の延長について（通知）

【第72報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県の感染状況は、依然として多数の感染者等が確認されており、本市内の就学前教育保育施設においても、感染者数及び休園数等はかつてない規模に拡大しております。

このような感染状況を勘案し、【第70報】において1月31日まで実施とした特別保育について、下記のとおり2月20日（日）まで延長することとなりました。

つきましては、下記のとおり通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施期間の延長について、御理解と御協力をくださるようお願いいたします。

なお、特別保育対象の園児についても、家庭保育が可能な日の登園自粛の要請は継続いたしますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、1月27日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- （1）社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者
- （2）社会福祉サービス等の事業者
- （3）その他、真にやむを得ない事情がある方

2、実施期間：令和4年2月1日（火）～同年2月20日（日）

保育料等に関する問い合わせ先
那覇市こどもみらい課 保育グループ各担当
電話：861-6903

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市こども教育保育課
電話：861-2113

特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

1、社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者

事業の種類	内 訳
医療関係	・病院・診療所・薬局・その他の医療関係者（医薬品・医療機器の輸入、製造、販売 献血を実施する採血業・入院患者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サ ービスに関わる製造業、サービス業を含む。）
インフラ運営関係	電気・ガス・石油・石油化学・LPガス・上下水道・通信・データーセンター等
飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資供給関係	家庭用品・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資の小売り 関係等	スーパー、卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホーム センター、食堂・宅配・テークアウトサービス等
家庭用品のメンテナン ス関係	配管工・電気技師等
生活必需サービス	ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等
冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処理に関わる事業者等
メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等
個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等
金融機関	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等
物流運搬サービス	鉄道、バス、タクシー、モノレール、トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、 郵便等、物流サービス（宅配等）
官公署等	警察、消防、官公署、その他の行政サービス
国防に必要な製造業・サ ービス業の維持	航空機、潜水艦等
企業活動・治安維持に必 要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティー関係等
安全安心に必要な社会 基盤	河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別報に基づく危険物管理等

2、社会福祉サービス等の事業者

事業の種類	内 訳
社会福祉サービス等	保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園、放課後児童クラブ 等 介護老人福祉施設、障害者支援施設等、施設入所者への食事提供サービスなど、高齢者、 障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1, 2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、
介護、多児育児等で家庭での保育はどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。